

令和5年6月13日招集

令和5年

第4回若桜町議会定例会会議録

(令和5年6月16日)

若桜町議会事務局

令和5年第4回若桜町議会定例会（第3号）

招集年月日	令和5年6月16日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前10時00分			
応招議員	1番	谷 口 貴	6番	山 本 晴 隆
	2番	森 田 二 郎	7番	川 上 守
	3番	梶 原 明	8番	中 尾 理 明
	4番	山 本 安 雄	9番	小 林 誠
	5番		10番	山 根 政 彦
不応招議員				
出席議員	1番	谷 口 貴	6番	山 本 晴 隆
	2番	森 田 二 郎	7番	川 上 守
	3番	梶 原 明	8番	中 尾 理 明
	4番	山 本 安 雄	9番	小 林 誠
	5番		10番	山 根 政 彦
欠席議員				
地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	上川 元張	教 育 長	盛田 恭司
	副 町 長	川戸 伸二	教育委員会次長	小林 貴之
	総 務 課 長	山口由企夫	町 民 課 長	川戸 康之
	企画政策課長	谷本 剛	福祉保健課長	藤原 祐二
	会 計 管 理 者	谷口 国彦	地域整備課長	竹本 英樹
	税 務 課 長	下石 裕美	地 籍 調 査 課	矢部 広一
	経済産業課長	中島 毅彦		

会議の顛末
本会議（6月16日）

議長（山根政彦）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は9人です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

議案第57号 専決処分の承認について、専決第5号 若桜町税条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり承認されました。

日程第2

議案第58号 専決処分の承認について、専決第6号 若桜町国民健康保険税条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり承認されました。

日程第3

議案第59号 令和5年度若桜町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第60号 令和5年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし。)

異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり
可決されました。

日程第5

議案第61号 令和5年度若桜町簡易水道
事業特別会計補正予算(第1号)を議題とし
ます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり
可決されました。

日程第6

議案第62号 令和5年度若桜町公共下水
道事業特別会計補正予算(第1号)を議題と
します。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり
可決されました。

日程第7

議案第63号 若桜町被災者住宅再建等支
援事業助成条例の一部改正について、を議題
とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第8

議案第64号 若桜町税条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第9

議案第65号 若桜町防災行政無線(同報系及び移動系)施設の設置及び管理運用に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第10

議案第66号 若桜町総合整備計画の変更について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第11

議案第67号 若桜町過疎地域持続的発展計画の変更について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり
可決されました。

日程第12

議案第68号 鳥取市と若桜町との一般廃
棄物の焼却等に関する事務の委託の廃止につ
いて、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり
可決されました。

日程第13

議案第69号 業務委託契約の締結につい
て、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第69号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり
可決されました。

暫時休憩します。

(追加日程配布)

議長(山根政彦)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。

ただいま、町長から議案第70号から議案
第80号までの11議案が提出されました。

これを日程に追加して、追加日程第1、追
加日程第2として議題にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

議案第70号から議案第80号までを日程
に追加し、追加日程第1、追加日程第2とし
て議題とすることに決定しました。

追加日程第1

議案第70号 若桜町農業委員会の委員の
任命について、議案第71号 若桜町農業委員
会の委員の任命について、議案第72号 若桜
町農業委員会の委員の任命について、議案第
73号 若桜町農業委員会の委員の任命につ
いて、議案第74号 若桜町農業委員会の委員
の任命について、議案第75号 若桜町農業委
員会の委員の任命について、議案第76号 若
桜町農業委員会の委員の任命について、議案
第77号 若桜町農業委員会の委員の任命に

ついて、議案第78号 若桜町農業委員会の委員の任命について、議案第79号 若桜町農業委員会の委員の任命について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第70号 若桜町農業委員会の委員の任命について、でございますが、若桜町農業委員会の委員に次の者を任命したいと思いますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、本議会の同意をお願いするものでございます。

記、住所 八頭郡若桜町大字大野〇〇番地、西本正敏、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ、なお、議案第71号から議案第79号の件名及び提案理由は、議案第70号と同じでございますので、以降は住所、氏名、生年月日のみのご説明とさせていただきます。

議案第71号、住所 八頭郡若桜町大字赤松〇〇、氏名 山本義紀、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。議案第72号、住所 八頭郡若桜町大字赤松〇〇番地、藤原重明、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。議案第73号、住所 八頭郡若桜町大字菴米〇〇番地、奈羅尾寿夫、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。議案第74号、住所 八頭郡若桜町大字屋堂羅〇〇番地、伊井野孝一、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。議案第75号、八頭郡若桜町大字若桜〇〇番地、田中圭子、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。議案第76号、住所 八頭郡若桜町大字高野〇〇番地、杉本一歳、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。議案第77号、住所 八頭郡若桜町大字吉川〇〇番地、津村光明、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。議案第78号、住所 八頭郡若桜町大字香田〇〇番地、山根巖、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。議案第79号、住所 八頭郡若桜町大字香田〇〇番地、氏名 小林正

樹、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

失礼します。議案の第73号につきまして、奈羅尾寿夫さんの生年月日をちょっと間違っ
て申しあげましたので、改めて申し上げます。

氏名 奈羅尾寿夫、昭和〇〇年〇〇月〇〇日
生まれでございます。

議長（山根政彦）

これより、一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

討論は区分して行います。

議案第70号 若桜町農業委員会の委員の
任命について、討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第70号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異
議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり
同意することに決定しました。

議案第71号 若桜町農業委員会の委員の
任命について、討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第71号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異
議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第72号 若桜町農業委員会の委員の任命について、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第72号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第73号 若桜町農業委員会の委員の任命について、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第73号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第74号 若桜町農業委員会の委員の任命について、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第74号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第75号 若桜町農業委員会の委員の任命について、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第75号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第76号 若桜町農業委員会の委員の任命について、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第76号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第77号 若桜町農業委員会の委員の任命について、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第77号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり

同意することに決定しました。

議案第78号 若桜町農業委員会の委員の任命について、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第78号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第79号 若桜町農業委員会の委員の任命について、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第79号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は原案のとおり同意することに決定しました。

追加日程第2

議案第80号 若桜町固定資産評価審査委員会の委員の選任について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第80号 若桜町固定資産評価審査委員会の委員の選任について、でございますが、若桜町固定資産評価審査委員会の委員に、次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、本議会の同意をお願い

するものでございます。

記、住所 八頭郡若桜町大字若桜〇〇番地、氏名 戸井茂、昭和〇〇年〇〇月〇〇日出生れ。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第80号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第14

若桜町選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員に、若桜町大字若桜〇〇番地、高木政寛さん、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。若桜町大字大炊〇〇番地、山根慶子さん、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。若桜町大字高野〇〇番地、杉本義信さん、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。若桜町大字若桜〇〇番地、中尾善登さん、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。

次に、選挙管理委員補充員に、第1順位 若桜町大字若桜〇〇番地、中尾邦博さん、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。第2順位 若桜町大字中原〇〇番地、山本勘次郎さん、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。第3順位 若桜町大字落折〇〇番地、平家弘之さん、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。第4順位 若桜町大字若桜〇〇番地、永原由紀子さん、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を、若桜町選挙管理委員及び同補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました高木政寛さん、山根慶子さん、杉本義信さん、中尾善登さんが選挙管理委員に、第1順位 中尾邦博さん、第2順位 山本勘次郎さん、第3順位 平家弘之さん、第4順位 永原由紀子さんが、順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第15

陳情第7号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るための2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情、陳情第8号 地方財政の充実・強化を求める陳情、請願第9号 一日

も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める請願、請願第10号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を行うよう政府に求める請願を、一括して議題とします。

審査の結果について、常任委員長の報告を求めます。

総務産業教育民生常任委員長、山本晴隆議員。

総務産業教育民生常任委員長（山本晴隆）

若桜町議会報告第12号 総務産業教育民生常任委員会審査報告、1付託案件の名称、陳情第7号 ゆたかな学びの実現・教員定数改善を図るための2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情、2審査の経過、令和5年6月13日の本会議において当委員会に付託された上記案件を審査するため、6月14日に委員会を開催し、慎重に審査を行ったので、結果を次のとおり報告します。

3審査の結果、当委員会に付託された陳情第7号は、不採択とすべきものと決定いたしました。

若桜町議会報告第13号 総務産業教育民生常任委員会審査報告、1付託案件の名称、陳情第8号 地方財政の充実・強化を求める陳情、2審査の経過は同文ですので割愛させていただきます。3審査の結果、当委員会に付託された陳情第8号は、採択すべきものと決定しました。

若桜町議会報告第14号 総務産業教育民生常任委員会審査報告、1付託案件の名称、請願第9号 一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める請願、2番は割愛させていただきます。3審査の結果、当委員会に付託された請願第9号は、不採択とすべきものと決定しました。

若桜町議会報告第15号 総務産業教育民生常任委員会審査報告、1付託案件の名称、請願第10号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を行うよう政府に求める請

願、2番は割愛させていただきます。3審査の結果、当委員会に付託された請願第10号は、不採択すべきものと決定しました。以上でございます。

議長（山根政彦）

ただいま常任委員長から報告がありました。これより討論に入ります。討論は区分して行います。

陳情第7号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るための2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、討論はありませんか。

原案について反対討論ですか、賛成討論ですか。

議員（森田二郎）

原案賛成です。

議長（山根政彦）

2番、森田二郎議員。

議員（森田二郎）

陳情第7号の、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るための2024年度の政府予算に係る意見書採択の陳情に賛成します。

フィンランドが学力世界で第1位となった要因はまさに少人数学習や個人指導によるきめ細やかな個人への支援であります。現在の基準である少人数学級の実現や教職員の処遇改善、必要な定数配置の実現は、その体制に近づけるものであり、全国そして鳥取、若桜の中学生・高校生の学力向上に直接喫緊の課題です。よって賛成します。

議長（山根政彦）

原案について反対、賛成どちらの討論ですか。

議員（中尾理明）

賛成討論。

議長（山根政彦）

原案賛成の方の発言を許します。8番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

私は、陳情第7号に賛成討論を行います。GIGAスクール構想の下、教育現場では新たな教育手段の開拓努力は始まっています。IT技術を活用した授業学習について、これまでの教育方法の大転換に不慣れな先生方に対するレベルアップとフォローが必要となり、教職員の体制上の充実が求められています。

また、子どもたちに1人1台の端末が配置され、ネット上のトラブル、ゲーム使用の問題など新たな課題も出てきていると言われて

います。先生方が子どもたちの教育のために生き生きと働くための環境づくりは、放課後の過度な部活からの解放など改善に向かっているように思いますが、実際はどうなのでしょう。先生方が子どもの教育のため、生き生きと働ける環境づくりのための、なお一層の改善が必要であると思うものです。子どもたちに豊かな学びと教育の主体者である教職員の定数改善は必要不可欠であると考えます。以上で賛成討論とします。

議長（山根政彦）

ほかに討論はありませんか。

（討論なし）

これをもって討論を終結します。

陳情第7号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第7号を、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、陳情第7号は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第8号 地方財政の充実・強化を求める陳情について、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

陳情第8号を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は採択です。

陳情第8号は、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、陳情第8号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、請願第9号 一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める請願について、討論はありませんか。

反対討論ですか、賛成討論ですか。

議員 (中尾理明)

原案賛成討論。

議長 (山根政彦)

原案賛成の方の発言を許します。8番、中尾理明議員。

議員 (中尾理明)

私は、請願第9号に賛成討論を行います。国民の多様な生き方、社会生活が広がり、それを尊重しようという流れがある中で、選択的夫婦別姓の実現は社会的要請ではないでしょうか。現行の民法では、夫婦別姓での婚姻が認められないため、別姓を望む人、選択的夫婦別姓を望む人にとって、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などにより少なからず生活上本人の意思に反する状況が続いています。

夫婦同姓を強制している国は日本以外にはなく、憲法が保障した両性の平等と基本的人

権に反すると言わなければなりません。1996年・平成3年に法制審議会が選択的夫婦別姓の導入などを含む、民法改正要綱を答申して四半世紀が経過しました。その内容の一節は、夫婦の氏の2項では夫婦が各自の氏を称する旨の定めをするときは云々と選択的夫婦別姓を盛り込んでいます。

また、同じ年、男女共同参画審議会が男女共同参画社会を促進する観点から、選択的夫婦別氏姓を認めることなどを内容とする、婚姻制度等に関する民法改正を早期に実現すべきと答申しています。

その後2010年・平成22年には民法改正案が準備されながら結局国会に提出されませんでした。国連女性差別撤廃委員会をはじめとする国連や国際機関の日本政府に対し、世界的水準に遅れた民法の規定の廃止を繰り返し勧告しています。

夫婦別姓を求めて提訴された訴訟では2015年及び2021年、最高裁判所は夫婦同姓の強制は合憲としましたが、同時に制度の在り方については国民の判断、国会に委ねるべきだとしています。

国民の判断という点では、法務省の平成4年3月の調査によると、夫婦別姓の導入42.5%とともに、旧姓の通称の法制度を設ける24.4%、その2つを合わせると66.9%と約7割が現行法を改正するよう設問に答えており、若い世代、例えば女性18歳から29歳では合わせて89%が求めています。

私は、選択的夫婦別姓を法制化することは時代の要請であり、国民世論をさらに高めるために意見書の提出が必要と感じます。以上で賛成討論を終わります。

議長 (山根政彦)

ほかに討論はありませんか。

(討論なし)

これをもって討論を終結します。

請願第9号を採決します。

この採決は、起立によって行います。
本件に対する委員長の報告は不採択です。
請願第9号を、委員長報告のとおり不採択
とすることに賛成の方は、ご起立願います。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、請願第9号は不採択とするこ
とに決定しました。

次に、請願第10号 女性差別撤廃条約選択
議定書のすみやかな批准を行うよう政府に求
める請願について、討論はありませんか。

反対討論ですか。

議員 (中尾理明)

原案賛成の討論。

議長 (山根政彦)

原案賛成の方の発言を許します。8番、中
尾理明議員。

議員 (中尾理明)

私は、請願第10号に賛成の立場で討論を
行います。女性差別撤廃条約選択議定書は、
女性差別撤廃条約の実効性を高めるために、
1999年の国連総会で採択され、2023
年1月現在、締約国189か国中115か国
が批准しています。

この議定書は締約国の個人又は団体が直接
女性差別撤廃委員会に申立てすれば、委員会
審議により「見解」「勧告」を通知する制度で
す。女性差別撤廃条約の締約国は、女性に対
する差別を撤廃する政策を全ての適当な手段
により、かつ遅滞なく追及することに合意し
ています。

国連は締約国である日本に対し、2016
年実施状況を審議した委員会はもちろん、2
017年国連人権委員会も当条約の議定書批
准を勧告しています。

国の第5次男女共同参画基本計画も、女性
差別撤廃条約の選択議定書については、諸課

題の整理を含めて真剣な検討を進めるとして
います。政府にはこの選択議定書の審議を加
速し、速やかな批准を求めることが必要であ
ると考えます。以上で討論を終わります。

議長 (山根政彦)

ほかに討論はありませんか。

賛成討論ですか。反対討論ですか。

議員 (森田二郎)

賛成討論です。

議長 (山根政彦)

原案賛成の方の発言を許します。2番、森
田二郎議員。

議員 (森田二郎)

請願第10号に賛成します。残念なことに
日本では社会においてまだまだ女性の知性や
能力が正当に評価されているとは言えません。
現に女性の管理登用は低いものです。

性別に関係なく個人の能力が様々な分野で
発揮され、評価されることは日本社会の発展
につながることは言うまでもありません。古
い習慣、慣習、偏見、制度を見直していくこ
とが急がれます。よってこの請願の採択に賛
成します。

議長 (山根政彦)

ほかに討論はありませんか。

(討論なし)

これをもって、討論を終結します。

請願第10号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

請願第10号を委員長報告のとおり不採択
とすることに賛成の方は、ご起立願います。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、請願第10号は不採択とする

ことに決定しました。

日程第16

議員提出議案第4号 若桜町議会議員の定数を定める条例の一部改正について、を議題とします。

趣旨説明を求めます。小林誠議員。

議員（小林誠）

議員提出議案第4号 若桜町議会議員の定数を定める条例の一部改正について。

別紙のとおり、若桜町議会議員の定数を定める条例（平成14年若桜町条例第26号）の一部改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び若桜町議会会議規則第14条の規定により提出をする。

令和5年6月16日提出、提出者、若桜町議会議員 小林誠、賛成者は若桜町議会議員 山本晴隆、同じく若桜町議会議員 梶原明、同じく若桜町議会議員 川上守、同じく若桜町議会議員 山根政彦。

若桜町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例ということで、別表をつけております。現時点、若桜町議会議員の定数は10名でございます。これを改正して定数8人にするということでの条例でございます。

この条例は、公布の日から施行、次の一般選挙から適用するということでございます。提出理由というものを付けておりますけれども、議会改革の一環として、議員定数の削減を行うため、関連する条例の改正を行うということ、概要としては先ほど言いましたけれども、10名から2名減で8名とするということでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

はい、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

討論でも申し上げたいと思っていましたけれども、質疑の機会を与えられましたので申し上げます。

議会改革特別委員会5月18日ですか、行われた最後に、議長の発案で町民へのこの定数問題についての意見聴取のアンケートが提起されて、それを元に町民の意見が6月12日に24名の方から寄せられました。

それで、非常に貴重なご意見ばかりで、皆さんのそういうご意見が寄せられたことについては、深く敬意を表するものです。したがって、そういう町民のご意見を議会議員として真摯に受け止めて、それをもって十分なる議員間の協議を行って、その上で、なお定数の問題の議決が必要であればしていくと、そういう形が望ましいというふうに思っております。

したがって、なぜ、この時期に、6月12日から本日の6月16日まで、たった4日間の間の短い期間の中で議決にかけられるのか、そこら辺のことについてお伺ひいたします。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。小林誠議員。

議員（小林誠）

ただいま、中尾議員からの質問がありましたけれども、この定数については、今始まった話ではない、私、3期の議員でございますけれども、1期出た後半から、これから人口減少やそれからいろいろ、これまでの選挙の経過を見ながら多分実施していかないといけん案件かなということをお私に常には、この2期目も考えておりました。

ただ、2期目の議会改革特別委員会は選挙が近くになってからの会だった、1年以内には選挙があるでというようなことでの、多分委員会が、まとめがあったと思うんですけど、というようなことで、なかなかそこで削減する

というのはちょっと、何というか、無理があるかなというふうな判断をしました。

それも踏まえてですけども、その年も10名の定数の中で、現実には、いつまでかなと思っていたら1人リタイアされたということで、9名で議会の活動をしました。

そして、またこのたびも、やっと告示のときに10名がそろったなど、定数がいっぱいだなという思いがあったんですけども、残念ながらまだ始まって1年数か月、それも、これまで議員は数が多いほうが良いと言っておられた議員さん、自分勝手な考えで辞表を出されました。

私は非常に寂しく思いました。若桜町議会はどうでもいいんかい。10人要る、要る言いながら、自分はさっさと次のステップに移る、こんな馬鹿な話は、私はないでと、本当に寂しく感じました。

そういうことを踏まえてで、あえて、選挙もまだ3年近くあるわけですから、今のうちに定数もきちっとしかなければ、次の体制もなかなか厳しいということですし、今、若桜の状況を見る、人口減少は当然ですけども、やっぱりそういう人材がなかなか手を挙げられないという現状もあります。

それには、議長が言われるように報酬の問題もあるかもしれない、しかし、私はそんなことだけではない、8人で若桜の議会は十分やれます。ただ、議員になることが目的で議員になったのか、議員になって何をしたいか、議員になるのか、その辺をやっぱり議員個々がもっと責任と自分に与えられたその役割といますか、そういったものを果たすということがあれば、8人で十分議会活動はできると私は感じて、あえてここで提出をさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

議長（山根政彦）

ほかに質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議員（川上守）

議長、賛成。

議員（中尾理明）

反対。8番、中尾。

議長（山根政彦）

原案反対の方の発言を許します。8番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

私は、今回の議員定数を10名から8名に削減することに反対です。議会は、町民の多様な意見、民意を町政に反映させる大事な役割があります。そのためには、どんなに人口が減少しようとも、多様な民意が的確に届くための定数を確保することが求められます。

削減することは、それだけ民意実現の土俵を狭めることになります。私は5月18日の議会改革特別委員会で、町民の付託に応えるために議会が、今、改革しなければならないのは議員定数の問題以前に議会の活動に弱点があり、その改善が先ではないかと問題提起しました。

前期の議会以来、1委員会となり、議論が広く浅くなっていることです。前期以前の2委員会のときは、それぞれの委員会が少人数の優位性を生かして、一丸となって課題解決に向かい、両委員会での議論を全員協議会で再協議、精査することによって議員間の深い合意形成につながってきましたが、今は議会の重要な役割である行政に対するチェック機能が欠けてきているのではないかとことです。

総じて議員間討議、熟議が不十分であると主張いたしました。付け加えるならば、今定

例会より陳情の扱いを変え、県外からのものは受け付けない。また、県内のものは資料配布ということが多数で決められたことです。

議会の現状を真摯に振り返ることもなく、定数問題を論ずるのは逆さまであり、定数削減ありきとの批判は免れません。結局、特別委員会では多数決で8名に削減することが決まりましたが、議長の発案で町民意見を伺うことになり、24名の方が回答を寄せられました。短期間のアンケートでしたが、貴重なご意見を寄せていただいた皆さんに心より敬意を表したいと思います。

しかし、皆さんのご意見を十分検討するいとまもないまま、本定例会での条例改正提案となったことは誠に残念であります。全国町村議長会発行の「議員報酬・政務活動費の充実に向けた論点と手続、住民福祉の向上を実現する町村議会のための条件整備」の末尾に、議員報酬と議員定数を住民と考え、批判が多いテーマへの説明責任を果たすとともに、住民に不可欠な新しい議会運営の条件を住民に提示すると記載があります。

多様な意見、少数意見が生かされる議会づくりに逆行する、議員定数削減は認めることはできません。以上で討論を終わります。

議長（山根政彦）

原案賛成の方の発言を許します。7番、川上守議員。

議員（川上守）

原案賛成の立場で討論をさせていただきます。今期を含めて2期8年の間、6年は1人欠員の9人で議会運営を行ってまいった現状があります。二委員会が議員同数での設置ができない状況で、現在、一委員会にしていますが、委員会による協議、審議は効率よく行われているというふうに感じております。

議会内の考え方として、議員数を減らすことに大きな問題があるとは考えておりません。

住民の方からもいろいろな意見があるのも承知をしていますが、議員への成り手不足の中、また、無投票選挙が行われたこと、そして委員会構成等、今の状況下の中では議員数を減らすことが最善だというふうに思っております。

先ほどから中尾議員がアンケートと言われてはいますけども、これはあくまでもパブリックコメントであって、アンケートではないということをご理解ください。以上、賛成の立場で討論させていただきました。

議長（山根政彦）

ほかに討論はありませんか。

原案反対の方の発言を許します。4番、山本安雄議員。

議員（山本安雄）

原案反対の立場で討論いたします。パブリックコメントの結果は尊重するべきだとは思いますが、しかしながら、先ほど中尾議員がおっしゃっていたように、それにはいろいろな意見もついておりました。賛成の方は賛成の方なりの意見もありますし、反対は反対の方の意見もあります。その意見は慎重に、慎重に検討すべきことであり、町民から文書でもって意見をいただいたということは過去には、私の中では記憶がありません。

そういう中で、今ここで、今ここで結論を出すということについては反対いたします。また、無投票だから、無投票になったから、もしくは、無投票になった今の段階でも十分効率よく審査ができています、このことについては、無投票になったから定数を削減ということはどうなのか。

無投票になって削減するのではなく、こないだの5月28日の日本海新聞の記事なんですけれども、片山大正大教授が日本海新聞に掲載しておられますが、地方部で目立っている立候補者が議員定数を超えず選挙自体が執

行されなかった例が少なくない。地方自治とは、地域のことは地域の住民が責任を持って決める仕組みである。その決める場が住民の代表で構成される議会にほかならない。

そうであるなら住民の関心が議会にもっと向けられていいということで、議会に対しても住民に対しても、新しく行動なり考え方を求めていってほしい。その中にはいろいろ掲載されております。予算案の修正など、そういうことも掲載されておりますが、そういう議会活動が果たしてできているのか、そのところをしっかりと考えて行うべき案件だろうと私は思っております。

また、その次には、先ほど来からあります定数9名がいろいろ事情があって9人になった、それは前期もそうです。今期もそのようになっております。1名減で、改選には6分の1と規定がありますから補欠選挙はありません。定員8名にして1名減、もし何かの事由ですが、あった場合には7名、補欠選挙なしのままで7名で行く。

近年の財政規模からいいますと、40億円を超える年が何年も続いてきています。その中にはいろんな課題もあります。地方創生のこともありました。コロナウイルス感染症対策もありました。マイナンバーのこともありました。

たくさん課題が山積する中で、果たして定数が減ることによって二元代表制という、最も重要なことができるのかどうか。そういう観点から、今回の議員定数削減に対しては反対をいたします。以上です。

議長（山根政彦）

ほかに討論はありませんか。

（討論なし）

これをもって討論を終結します。

議員提出議案第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成

の方はご起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、議員提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第17

議員提出議案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書について、を議題とします。

趣旨説明を求めます。山本晴隆議員。

議員（山本晴隆）

議員提出議案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書。上記意見書を、別紙のとおり若桜町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年6月16日提出。提出者、若桜町議会議員山本晴隆、賛成者、若桜町議会議員梶原明、同じく小林誠、同じく川上守。

地方財政の充実・強化を求める意見書案。今、地方公共団体には、急激な少子高齢化に伴う医療、介護など社会保障制度の整備、子育て政策、人口減少下における地域活性化対策はもとよりデジタル化、脱酸素化、物価高騰対策等、極めて多岐にわたる役割が求められています。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人数は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対策も迫られています。これらに対応する地方財政について、政府は骨太方針2021において、2021年度地方一般財源水準を2024年度まで確保すると言いますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため2024年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入歳出を的確に見積り、地方財政の確立を目指すよう以下の事項の実現を求めます。

意見書の記から1、2、3、5、8、9は

例年とほぼ同様な文章なので割愛しながら朗読させていただきます。

4番からさせていただきます。引き続き新型コロナウイルス感染症対策として、5類移行後におけるワクチン接種体制や保健所も含めた医療提供体制について、自治体で混乱が生じることのないよう十分な財政措置や、より速やかな情報提供等を行うこと。

6番に飛ばさせていただきます。会計年度任用職員制度の運用については、2024年度から可能になる勤務手当の支給を含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどをし、その財政需要を十分に満たすこと。

7、デジタル化における自治体業務システム標準化については引続き地域デジタル社会推進費に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること、特に戸籍等への記載事項における氏名の振り仮名の追加については、自治体について相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら必要な経費を国の責任において確保する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和5年6月16日、鳥取県若桜町議会。内閣総理大臣様、財務大臣様、総務大臣様、厚生労働大臣様、国土交通大臣様、デジタル大臣様、農林水産大臣様、内閣府特命担当大臣少子化対策男女共同参画様、衆議院議長様、参議院議長様、以上でございます。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第18

「閉会中の継続調査について」を議題とします。

総務産業教育民生常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会から会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員会申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、各委員会から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第19

「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、会議規則第127条の規定によって、お手元に配布しました議員派遣の件のとおりとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については原案のとおり決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第4回若桜町議会定例会を閉会し

ます。

午前11時14分 閉会